

# 環境アセスメントに係る 縦覧等のお知らせ

平成21年3月11日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条に基づき「(仮称)小杉町3丁目中央地区第一種市街地再開発事業」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	小杉町3丁目中央地区再開発準備組合 川崎市中原区小杉町三丁目269番地 理事長 伊藤 奎助
	指定開発行為の名称	(仮称)小杉町3丁目中央地区第一種市街地再開発事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 高層建築物の新設(第1種行為)、住宅団地の新設(第2種行為) 大規模建築物の新設（第2種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市中原区小杉町三丁目269番地ほか (区域面積：約12,960㎡)
	指定開発行為の目的	共同住宅、商業施設、業務施設の新設及び公共施設の整備
	指定開発行為の内容	区域面積:約12,960㎡、延べ面積:約77,000㎡、計画戸数:約590戸 計画人口:約1,800人、建物高さ:約150m(最高高さ:約160m)
	指定開発行為の施行期間	平成21年度～平成24年度
	環境影響評価の手続経過	平成20年 5月16日：条例環境影響評価準備書公告 平成20年 8月 8日：条例見解書公告 平成20年12月19日：条例環境影響評価審査書公告
縦覧のお知らせ	縦覧期間	期間：平成21年3月11日（水）から 平成21年4月 9日（木）まで (土曜日、日曜日等閉庁日は除く。ただし、幸区役所、中原区役所及び高津区役所では第2・第4土曜日の午前中も縦覧を行います。)
	縦覧場所	川崎市：幸区役所、中原区役所、高津区役所及び本庁（環境局環境評価室） (午前8時30分から午後5時00分まで) 横浜市：港北区役所、都筑区役所、緑区役所、神奈川区役所及び横浜市役所（環境創造局環境影響評価課） (午前8時45分から午後5時15分まで) 大田区：田園調布特別出張所及び大田区役所（環境保全課） (午前9時00分から午後5時00分まで) 世田谷区：世田谷区役所（環境保全課） (午前8時30分から午後5時00分まで)
	問い合わせ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm">http://www.city.kawasaki.jp/30/30kansin/home/assess/assess.htm</a>